

11月13日(火)開催「官公需適格組合に関する講習会」について

- ◆須田経営相談所代表の須田秀規氏(栃木県中小企業診断士会副会長)を講師にお招きし、「官公需共同受注と官公需適格組合制度」をテーマとした講話をいただき、続いて、県中小企業団体中央会の鈴木主幹兼部長補佐から、官公需適格組合取得の手続きについて説明をいただきました。
- ◆組合員等17名が参加し、和田理事長による他組合の取組みの説明や黒崎経営研究委員長の質問などもあり、大変有意義な講習会となりました。



【和田理事長挨拶】



【須田氏による講義風景】



【受講の様様】



【鈴木氏による説明】

《須田氏による「官公需適格組合制度」の主なポイント》

- 「官公需適格組合証明取得」は、受注拡大を保証するものではなく、証明取得をどのように組合の目標達成に活かすかを明確にすることが重要。
- 官公需受注に頼らず、組合員の利益につながる事業(民需)を併せもつことが有効。

《鈴木氏による「官公需適格組合制度」の主なポイント》

- 官公需適格組合証明取得に際して、官公需取得についての検討経過について、議事録に残しておくこと。また、官公需協同受注規約は総会での議決が必要。
- まずはじめは、「物品役務」の官公需適格組合証明取得から。